

第8章 里親等への委託の推進に向けた取組

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

1 現行計画について

(1) 現行計画における目標

里親等委託率の数値目標設定の考え方について、国の目標達成期限（3歳未満のこどもは5年以内に75%以上、3歳から就学前のこどもは7年以内に75%以上、学童期以降のこどもは10年以内に50%以上）に当てはめた場合、本市では1年間に65.2人のこどもを新たに里親等に委託する必要があるが、里親等が急激に増加することによるリスクがある。

- i 不適切養育による里親から里子への虐待のリスク
- ii 十分な里親支援体制が取られていない場合に、里親と里子の関係性が悪化した結果、里親宅を転々とすることで里子の心の傷つきが深まるリスク

また、国も、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」において、「個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における『家庭養育優先の原則』を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるべきであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない」と、目標達成のためだけの里親等委託については危惧している。

これらのリスクや危惧を鑑み、令和11年度の里親等委託率の数値目標については、国の目標を最終的に目指しつつ、大阪市として令和11年度のあるべき養育形態を検討し、設定することとした。

大阪市の考える令和11年度のあるべき養育形態については、家庭養育優先理念に基づき、里親等への委託をさらに進めつつも、施設養育においても、すべてのこどもに家庭的な養育環境を整えることが必要であることから、10年間で本体施設をすべて家庭的な小規模グループケアとし、里親等委託を合わせてすべてのこどもが家庭的な養育環境で生活できている状態を実現する。

(図表8-1) (年齢区分ごと) 里親等委託率目標および施設で養育が必要なこども数

	要保護児童数	里親等(里親・FH)								施設(乳児院・児童養護施設)							
		0~2歳		3~5歳		6~17歳		計		0~2歳		3~5歳		6~17歳		計	
		人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率	人数	率
H30実績	1,168	18	9.7%	27	13.9%	150	19.0%	195	16.7%	168	90.3%	167	86.1%	638	81.0%	973	83.3%
H31(R1)見込	1,180	20	10.6%	29	14.8%	159	20.0%	208	17.6%	168	89.4%	167	85.2%	637	80.0%	972	82.4%
R6(5年後)	1,182	48	25.5%	57	29.1%	215	26.9%	320	27.1%	140	74.5%	139	70.9%	583	73.1%	862	72.9%
R11(10年後)	1,180	77	41.0%	84	42.9%	270	33.9%	431	36.5%	111	59.0%	112	57.1%	526	66.1%	749	63.5%

【目標】

- 里親等委託率
令和 6 年度末 27.1%
(3 歳未満 25.5%、3 歳から就学前 29.1%、学童期以降 26.9%)
令和 11 年度末 36.5%
(3 歳未満 41.0%、3 歳から就学前 42.9%、学童期以降 33.9%)
- 里親登録数・ファミリーホーム数
〈里親〉 令和 6 年度末 263 世帯
令和 11 年度末 372 世帯
〈ファミリーホーム〉 令和 6 年度末 23 か所
令和 11 年度末 28 か所
- 里親委託児童数・ファミリーホーム委託児童数
〈里親委託児童数〉 令和 6 年度末 205 人
令和 11 年度末 291 人
〈ファミリーホーム委託児童数〉 令和 6 年度末 115 人
令和 11 年度末 140 人

(2) 直近の取組結果

- こども相談センターの方針として、家庭養育優先理念に基づき、新規措置や措置変更の際にまずは里親等への委託を検討している。実親から里親委託の同意がとれるよう、里親委託に関する QA を作成し、実親への説明に活用している。また、同意書についても里親・ファミリーホーム・児童福祉施設を併記している。
- 令和 3 年度に北部こども相談センターを開設し、こども相談センター3 か所体制となった。中央こども相談センター里親子包括支援室を中心に、各こども相談センターにも里親担当児童福祉司、里親担当 SV(兼務含む)を配置し、各こども相談センターで里親委託の推進に取り組んでいる。
- ショッピングモール等での里親相談会、市民学習センターと連携した連続学習会のほか、各フォスタリング機関ごとに地域や区と連携した広報活動を行っている。
- 登録間もない里親については、養育経験を積むためレスパイト・ケアや一時保護委託を行ってから委託するようにしている。
- 令和 5 年 11 月 1 日時点、令和 6 年 5 月 1 日時点の 2 回にわたり未委託里親の現況調査を行い、委託につながらない要因を分析した。里親の実子の年齢・性別、住居の状況、里親の就労状況からマッチングが難しいことや、不調等により指導中のため新規委託ができない状況などがあった。
- ファミリーホームについては、養育経験が長い里親が開設する傾向にあり、当初の見込み通り推移している。

(3) 令和6年度末時点での目標達成見込み

(2)の取組により、達成できる目標と達成できない見込みの目標があり、要因としては次のように考えている。

目標	達成見込み	要因分析
里親等委託率 27.1% (3歳未満 25.5%、3歳から就学前 29.1%、 学童期以降 26.9%)	(未達成) 里親等委託率 22.9% (3歳未満 14.5%、3歳から 就学前 28.8%、学 童期以降 23.3%)	登録里親数は増えたものの、養子縁組 里親が多く、養育里親については、短 期の養育経験を積んでから委託するた め委託率に直結しない、里親の実子の 年齢・性別、住居の状況、里親の労状 況から、マッチングが難しい、里親登 録後に家庭状況に変化により委託が困 難になるなどの状況がある。
里親登録数 263 世帯 ファミリーホーム数 23 か所	(達成) 263 世帯 24 か所	新型コロナウイルス感染症の流行拡大 時に施設実習が滞った影響があった。 ファミリーホームについては、養育経験 が長い里親が開設する傾向にあり、当初 の見込み通り推移している。
里親委託児童数 205 人 ファミリーホーム委託児童数 115 人	(未達成) 里親委託児童数 136 人 ファミリーホーム 委託児童数 102 人	登録里親数は一定増えたものの、養子 縁組里親が多く、養育里親としての委 託に直結しない。 里親の実子の年齢・性別、住居の状 況、里親の就労状況から、マッチング が難しい。 養育者の高齢等の理由でファミリーホ ーム廃止検討、不調などにより指導中 で新規委託が困難 里親委託児童の親子交流支援体制が整 っていないため里親委託を検討できな いケースがある。

2 資源等に関する地域の現状

(1) 策定要領に示された資源の必要量等

- ① 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率
- ② 登録率(※1)
- ③ 稼働率(※2)
- ④ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録(認定)数
- ⑤ ファミリーホーム数

⑥ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

※1 $\frac{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホーム定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$

※2 $\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホーム定員数}}$

- ・第1回部会資料の参考数値を仮置き
- ・次回以降の部会で目標値を検討

(2) 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

資源	現在の整備・取組状況 (令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等 (令和11年度末時点)
①	里親委託率 ・3歳未満：14.5% ・3歳以上の就学前：28.8% ・学童期以降：23.3% ・全体：22.9%	里親委託率 ・3歳未満：55.0% ・3歳以上の就学前：65.1% ・学童期以降：33.7% ・全体：40.2%
②	登録率：55.5%	登録率：72.7%
③	稼働率：41.3%	稼働率：55.3%
④	里親登録数 263 世帯 ※3 養育：261 世帯 専門：2 世帯 (養子：80 世帯)	里親登録数 372 世帯 ※3 養育：368 世帯 専門：4 世帯 (養子：94 世帯)
⑤	ファミリーホーム：24 か所	ファミリーホーム：28 か所
⑥	里親審査部会の開催件数：年6件	里親審査部会の開催件数：年6件

※3 養子縁組里親は養育里親の登録も行っているため、里親登録数の合計から除いている

3 計画期間における整備・取組方針等

(1) 基本的な考え方

- ・児童福祉法の「家庭養育優先原則」をふまえ、保護者を支援しても子どもを家庭において養育することが困難、又は適当でない場合には、子どもを「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるようにする。代替養育を必要とする子どもについては、里親等への委託を推進する。
- ・特に就学前児童の委託の推進に重点をおく。

次回以降の部会において
本計画における里親等委託率の目標値に関する考え方を記載

(2) 資源の整備・取組方針

- これまでの啓発広報に加え、SNS の活用を検討、ターゲットを絞ったリクルートに着手する。
- 未委託里親家庭の現況把握を定期的実施し、どのような支援があれば委託可能となるか具体的に検討する。
- 共働き世帯の里親家庭がほとんどであることをふまえ、委託前養育等支援事業の活用により、保育所を確保したうえで委託できるよう試行する。
- 里親等委託児童の親子交流支援体制を検討する。
- 乳児院からの措置変更先は里親を第一に検討する。

- 第1回部会資料の参考数値を仮置き
- 次回以降の部会で目標値を検討

(3) 年度ごとの整備目標

次の資源について、年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

資源	定量的な整備目標				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	3歳未満： 40.3% 3歳～就学前： 45.6% 学童期以降： 27.1% 全体：31.0%	3歳未満： 44.1% 3歳～就学前： 51.9% 学童期以降： 28.5% 全体：33.2%	3歳未満： 46.4% 3歳～就学前： 57.0% 学童期以降： 30.2% 全体：35.4%	3歳未満： 50.7% 3歳～就学前： 62.2% 学童期以降： 31.7% 全体：37.8%	3歳未満： 55.0% 3歳～就学前： 65.1% 学童期以降： 33.7% 全体：40.2%
②	55.2	59.2	63.4	68.0	72.7
③	56.0	56.1	55.8	55.5	55.3
④	里親登録数： 284世帯 養育：282世帯 専門：2世帯 (養子：82世帯)	里親登録数： 305世帯 養育：302世帯 専門：3世帯 (養子：85世帯)	里親登録数： 327世帯 養育：324世帯 専門：3世帯 (養子：88世帯)	里親登録数： 350世帯 養育：347世帯 専門：3世帯 (養子：91世帯)	里親登録数： 372世帯 養育：368世帯 専門：4世帯 (養子：94世帯)
⑤	24か所	25か所	26か所	27か所	28か所
⑥	6件	6件	6件	6件	6件

② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

1 現行計画について

(1) 現行計画における目標

民間機関（里親支援機関 A 型）への委託実施数

令和 3 年度 3 か所 令和 8 年度 4 か所

（2）直近の取組結果

- ・フォスタリング業務については、民間フォスタリング機関を育成する視点で、令和 2 年度にこども相談センター単位で事業者を公募し、令和 3 年度から業務委託を開始して段階的に委託業務を拡大し、令和 6 年度には自立支援業務も委託している。
- ・こども相談センターとフォスタリング機関は毎月全体会議を開催して情報共有し、役割分担しながら、市域全体で効率的にリクルートや研修、マッチングを行っている。
- ・各こども相談センター単位で毎月ブロック会議を開催し、こども相談センター里親担当、フォスタリング機関職員、乳児院・児童養護施設の里親支援専門相談員が参加している。ブロック会議では訪問計画を立て、訪問結果を共有し、里親子の不調防止に努めている。
- ・里親の養育力向上を図るためのスキルアップ研修のテーマについては参加者アンケートや里親サロンでの意見をふまえて決めている。対面とオンラインを併用したハイブリッド開催により参加しやすいように工夫している。
- ・里親の養育不安を解消し被措置児童等虐待を未然に防止するため、令和 5 年度に大阪市里親会が里親を対象としたアンケートを実施し、このアンケート結果をふまえてこども相談センターと大阪市里親会が協力して「里親ハンドブック」を作成し、登録里親に配付した。また、こども相談センターはフォスタリング機関職員と里親支援専門相談員を対象に、大阪市里親会では里親を対象にハンドブック学習会を開催した。
- ・令和 7 年度の里親支援センター開設に向けて運営事業者を公募し、業務の引継を行う予定である。

（3）令和 6 年度末時点での目標達成見込み

（2）の取組により、目標は達成できる見込みであり、達成の要因としては次のように考えている。

目標	達成見込み	要因分析
民間機関（里親支援機関 A 型）への委託実施数 令和 3 年度 3 か所 令和 8 年度 4 か所	（達成） 3 か所	公募により必要数の事業者を確保することができた。 こども相談センターとして事業者への引継ぎや研修を丁寧に行い、フォスタリング機関の育成に努めた。

2 資源等に関する地域の現状

(1) 策定要領に示された資源の必要量等

- ① 里親支援センターの設置数
- ② 民間フォスタリング機関の設置数
- ③ 児童相談所における里親支援体制の整備
- ④ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数

(2) 現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等

資源	現在の整備・取組状況 (令和6年度末見込み)	整備すべき見込量等 (令和11年度末時点)
①	里親支援センター：0か所	里親支援センター：4か所
②	民間フォスタリング機関：3か所	民間フォスタリング機関：0か所
③	里親担当職員の配置 中央：課長代理1名、SV1名(専任)、CW3名、 北部：SV1名(兼務)、CW3名 南部：SV1名(兼務)、CW2名	里親担当職員の配置 中央：課長代理1名、SV1名(専任)、CW3名 北部：SV1名(兼務)、CW2名 東部：SV1名(兼務)、CW1名 南部：SV1名(兼務)、CW2名
④	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修 ・スキルアップ研修実施回数：6回 ・受講者：90組135人	基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修 ・実施回数：6回 ・受講者：137組205人

3 計画期間における整備・取組方針等

(1) 基本的な考え方

- ・こども相談センターの一貫した責任体制の下に、里親支援センターを中心にフォスタリング業務を実施する。
- ・これまでフォスタリング業務の一部を担ってきた団体、里親支援専門相談員のそれぞれの強みを生かして役割分担をすすめる。
- ・里親及びファミリーホームにおける家庭養育は、私的な場で行われる公的な養育であることを認識し、「チーム養育」の理念の徹底と実践に努める。

(2) 資源の整備・取組方針

- ・令和7年度に里親支援センター4か所を開設する。
- ・中央こども相談センターに里親子包括支援室を設置し、専任の課長代理を置く。里

親子包括支援室は各センターにおけるフォスタリング業務を支援する。各こども相談センターには里親専任の児童福祉司を配置する。

- ・乳児院・児童養護施設の職員である里親支援専門相談員は、入所児童の状況を最もよく把握できる立場にあることから、入所児童の里親等委託の推進と委託後の里親等の養育支援を中心とした役割を担う。
- ・スキルアップ研修については参加者アンケートもふまえ、里親が関心をもって参加したくなるようなニーズにあったテーマや今日的なテーマを取り上げ、より多くの里親が受講することを目指す。

(3) 年度ごとの整備目標

次の資源について、年度ごとの「定量的な整備目標」を次のとおり設定する。

資源		定量的な整備目標				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①	里親支援センターの設置数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②	・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数 ・受講者数	6回 106世帯 157人	6回 114世帯 169人	6回 122世帯 181人	6回 130世帯 193人	6回 137世帯 205人